

再意見書

経企発13第 50号

平成13年6月22日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 108 - 8525

とうきょうと みなとく しばうら

住 所 東京都港区芝浦4丁目9番25号

とうきょうつうしん かぶしきがいしゃ

氏 名 東京通信ネットワーク株式会社

しらいし さとし

代表取締役社長 白石 智

メールアドレス: thonda@is.ttnet.co.jp

(担当: 経営企画部塚本、本多)

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第104号で公告された接続約款案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(別紙)

平成13年6月22日  
東京通信ネットワーク株式会社

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約  
款の変更案への意見に対する再意見  
- 光ファイバ設備及び地域IP網の接続料等 -

今般、題記接続約款(案)への意見に関する再意見を述べる機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

下記に弊社の再意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

1 ルーティング伝送機能の接続料について

(1) 東西NTT殿ユーザー向け料金と接続料の関係について

<日本テレコム殿意見 2 - (2)>  
接続料金の妥当性については、原価の算定根拠が明確なことはもとより、公正競争条件を確保する観点から他事業者が同一条件で競争できることを担保することが必要であると考えます。弊社としては、英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法によりチェックを行うことが適切であると考えます。また、今後リリースされる東西NTT殿のサービス(例えば、フレッツBサービス)や料金改定においても、同様のチェックを満たすことが必要であると考えます。

<弊社再意見>

日本テレコム殿のご意見に賛同いたします。

以上